

サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準

制定：平成 20 年 2 月 1 日

有限責任中間法人
サステナビリティ情報審査協会

基準の目的

本基準は、サステナビリティ情報審査協会の定める環境報告書、社会・環境報告書、CSR 報告書、サステナビリティ報告書等（以下「サステナビリティ報告書等」という。）のサステナビリティ報告書等審査・登録制度において、審査機関による審査の結果、当該サステナビリティ報告書等に対してサステナビリティ報告審査・登録マークを付与するか否かに関する判断の規準を明らかにすることを目的とする。

サステナビリティ報告審査・登録マークを付与するためには、以下のすべての項目を満たすことが必要である。

1. 審査主体

審査主体である審査機関は、サステナビリティ情報審査協会に所属する会員であり、同協会から認定を受けた審査機関（以下「審査機関」という。）であること。

2. サステナビリティ報告書等の報告対象範囲

サステナビリティ報告書等は、原則として事業者の連結グループ（海外子会社を含む）すべてを報告対象範囲としたものであること。

サステナビリティ報告書等の報告対象組織は、事業者の主要な事業所及び主要な連結子会社をすべて含んでいなければならない。サステナビリティ情報の報告対象組織をサステナビリティ報告書等に明記しなければならない。

なお、サステナビリティ報告審査・登録マークは、当該サステナビリティ報告書等に記載された事業者の連結グループの重要なサステナビリティ情報が網羅され、かつ一定水準以上の正確性を有することで信頼性があることを表象するものである。従って、いわゆるサイトレポート及び特定事業に関するレポートには付与しない。

3. 審査手続

審査機関の実施する審査手続は、サステナビリティ情報審査協会が発行するサステナビ

リティ情報審査実務指針に基づいて実施されていること。

審査機関は、重要なサステナビリティ情報が網羅されており、かつ一定水準以上の正確性を有していることを審査し、その結論を表明する。肯定的結論であれば、サステナビリティ報告審査・登録マークを付与することとなるため、サステナビリティ情報審査実務指針に基づいた十分な審査を実施しなければならない。

4. 審査目的

審査目的は、サステナビリティ報告書等の想定利用者の利用拡大を図るため、サステナビリティ報告書等に記載されたサステナビリティ情報の信頼性を高めること。

サステナビリティ報告書等に記載されたサステナビリティ情報の信頼性は、サステナビリティ報告書等の作成基準に照らした重要な記載情報の網羅性及びサステナビリティ情報の正確性から構成すると定義する。数値情報でないサステナビリティ情報の信頼性は、正確性または根拠となる社内外の資料との整合性と定義する。

5. サステナビリティ情報の網羅性

サステナビリティ報告書等にはサステナビリティ報告書等の作成基準に定められた項目のうち事業者及びその想定利用者にとって重要なサステナビリティ情報が洩れなく記載されていること。

事業者及びその想定利用者にとって重要なサステナビリティ情報は年々変化すると考えられるが、サステナビリティ報告書等審査・登録制度においては「サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準 付則」の記載すべき項目を重要なサステナビリティ情報とする。

6. サステナビリティ・パフォーマンス指標の正確性

サステナビリティ報告書等に記載されたサステナビリティ・パフォーマンス指標は、一定の水準以上の正確性を有していること。

「一定の水準以上の正確性」とは、想定利用者の重要な判断を誤らせない程度に正確であることをいう。なお、サステナビリティ・パフォーマンス指標は「サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準 付則」の項目をすべて記載しなければならない。

7. 審査結果

サステナビリティ報告書等の審査結果において、合理的審査業務か限定的審査業務かに関わらず、サステナビリティ情報審査実務指針に基づいて表明される結論が肯定的結論で

あること。

すなわち、審査の結果、同指針に基づいて表明される結論が、審査範囲の制約による限定付結論、意見に関する除外事項を付した限定付結論、否定的結論、結論不表明でないことが要求される。

経過的な措置事項

1. 環境報告審査・登録マーク付与基準との関係

事業者は、環境的側面並びに社会的側面等に関する情報が記載されているサステナビリティ報告書等においても、社会的側面等に関する情報を審査の対象とせず、環境的側面に関する情報のみを審査の対象として、環境報告審査・登録マークを付与することができる。

2. 主要な事業所及び主要連結子会社の判定

基準「2. サステナビリティ報告書等の報告対象範囲」において主要な事業所及び主要連結子会社がすべて含まれているかどうかの判定は、当面の間、次のように取り扱う。

- ① サステナビリティ報告書等の報告対象組織である事業所や連結子会社の社会的な側面を表象する指標の合計値及び環境負荷量の合計値が、事業者の連結グループすべての当該指標のそれぞれの合計値のおおむね1/2を超えている場合は、主要な事業所及び主要連結子会社がすべて含まれているものとみなす。
- ② 海外における事業所及び連結子会社の社会的な側面を表象する指標の合計値及び環境負荷量の合計値が事業者の連結グループすべての当該指標のそれぞれの合計値の1/2を超えているにもかかわらず、国内の事業所及び連結子会社のみをサステナビリティ報告書等の報告対象組織とする場合は、主要な事業所及び主要連結子会社がすべて含まれているものとみなされない。
- ③ 社会的側面に関する指標には、従業員数を用いることとし、環境負荷量には、エネルギー消費量または温室効果ガス排出量を用いることとする。ただし、審査機関が適当と判断した場合は売上高等によって代替することができる。

3. 海外における事業所及び連結子会社に対する現地審査

海外における事業所及び連結子会社の社会的な側面を表象する指標の合計値及び環境負荷量の合計値が、事業者の連結グループすべての社会的な側面を表象する指標の合計値及び環境負荷量の合計値のいずれも1/2を超えている場合であって、基準「3. 審査手続」に従って十分な審査を実施するための海外における事業所及び連結子会社への現地審査手

続きは、当面の間、次のように取り扱う。

- ① 海外における主要な事業所及び連結子会社への現地審査を実施しない場合には、サステナビリティ報告審査・登録マークを付与後3年間に限り、海外における事業所及び連結子会社の内部統制状況に対する審査手続を、事業者の本社等において追加的に実施すれば、現地審査を実施しなくても十分な審査を実施したものとみなす。
- ② サステナビリティ報告審査・登録マークを付与後3年間経過した後に、海外における事業所及び連結子会社への現地審査を実施しない場合には、十分な審査を実施したものとみなされない。なお、審査機関が十分な審査手続を実施したことを合理的に証明できる場合はこの限りではない。

4. サステナビリティ情報の網羅性

基準「5. サステナビリティ情報の網羅性」において、当面の間、次のように取り扱う。

- ① 「サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準 付則」の記載すべき項目の内容は、定量的なパフォーマンス情報を含めることが望ましいが、記述情報のみが記載されている場合においても、重要なサステナビリティ情報が記載されているものとみなす。
- ② 重要なサステナビリティ情報の一部が記載されていないものの、当該サステナビリティ情報が記載されていないことに対する適切な理由がサステナビリティ報告書等に記載されている場合には、当面の間、重要なサステナビリティ情報は洩れなく記載されているものとみなす。

5. 付則の項目の取り扱い

「サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準 付則」に示す項目は、サステナビリティ情報の網羅性を満たすために、サステナビリティ情報審査協会が本基準の公表時点において最低限必要と判断したものである。このため、この項目の他にもサステナビリティ情報を記載することが望ましく、社会的情勢を勘案して、毎年、当該項目の見直しを行う予定である。

同様に、事業所の対象範囲に関する【国内】、【海外】の区分も最低限必要と判断したものである。このため、すべての項目について【国内・海外】ともに対象範囲とすることが望ましく、社会的情勢を勘案して、毎年、当該区分の見直しも行う予定である。

6. 付則の項目における定量的情報

「サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準 付則」に示す項目の内容のうち、定量情報については「3. 環境（パフォーマンス指標）」が記載されている場合、当面の間、必須項目が記載されているものとみなす。

サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準 付則

制定：平成 20 年 2 月 2 日

有限責任中間法人

サステナビリティ情報審査協会

○重要なサステナビリティ情報

記載すべき項目内容	対象範囲
1. 基本情報 ①報告対象期間及び報告対象組織 ②事業の概況 ③サステナビリティ経営に関わる方針、またはトップコミットメント ④ガバナンスの状況（方針・取組状況） ⑤コンプライアンスの状況（重要な違反の有無）＊ 1	【国内・海外】 【国内・海外】 【国内・海外】 【国内】 【国内】
2. 環境（パフォーマンス指標）＊ 2 ① 総エネルギー投入量（GJ） ② 水資源投入量（m3） ③ 温室効果ガス排出量（t-CO2） ④ 廃棄物等総排出量（t） ⑤ 化学物質排出・移動量（kg）	【国内】 【国内・海外】 【国内・海外】 【国内】 【国内】
3. 社会＊ 3 ①労働環境（労働災害、過労・残業時間の状況等） ②雇用（労働力の内訳、賃金の状況、障害者、多様性等） ③人権（差別、海外調達先を含む児童労働・強制労働の状況等） ④消費者保護・製品安全（製造物責任、品質管理、顧客満足等）	【国内】 【国内・海外】 【国内・海外】 【国内・海外】
4. その他 ①その他の重要なサステナビリティ情報＊ 4	【国内・海外】

＊ 1 重要な環境に関する法規制違反とは、関係法令に基づく刑罰（懲役、罰金）もしくは行政手続法に基づく行政罰（過料等）を受けたもの、または、行政指導（指導、勧告、助言等）を受けたものでかつ社会的影響の大きい場合を指す。ただし、通常の法規制値違反や科料についても、記載することを妨げるものではない。

＊ 2 ①～⑤のすべてが、記載すべき重要なサステナビリティ・パフォーマンス指標である。①～⑤のいずれかの実績値を記載することができないものの、当該環境パフォーマンス指標が記載されていないことに対する適切な理由がサステナビリティ報告書等に記載されている場合には、当面の間、重要なパフォーマンス指標は洩れなく記載されているものとみなす。ただし、審査機関が当該パフォーマンス指標に重要性があると判断した場合は、実績値の把握、開示等の今後の計画も記載しなければ

ばならない。

- * 3 記載すべき項目の内容は、a 方針（または基本的考え方）、b 目標、c 実績、d 評価、e 取組状況のうち、少なくとも a 及び e の記載を必須とする。
- * 4 その他の重要なサステナビリティ情報とは、上記「2. 環境（パフォーマンス指標）」の①～⑤以外の環境情報及び社会的側面に関わる情報で、事業者の業種、業態の環境的・社会的側面での特性やマスコミ等の報道ならびに想定利用者の関心の高さ等を総合的に勘案し、当該事業者にとって重要なサステナビリティ情報と審査機関が判断したものをさす。例えば、重要な係争事件、重要な事故（広範囲に長期間わたって影響する事故、多数の人命に係る健康被害に影響を及ぼす事故等）、その他事業者の道義（誠実性、倫理的）に関して疑義がある事項等が該当する。